

大学等を卒業して普通免許状を取得する方法（別表第1）

(1) 基礎資格及び修得単位数

種類	所要資格	基礎資格	最低修得単位数
			特別支援教育に関する科目
専修免許状		修士の学位及び小、中、高、幼のいずれかの教諭の普通免許状を有すること	50
一種免許状		学士の学位及び小、中、高、幼のいずれかの教諭の普通免許状を有すること	26
二種免許状		小、中、高、幼のいずれかの教諭の普通免許状を有すること	16

〔別表第1〕

◇ 「修士の学位」には、大学の専攻科（短大を除く。）又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

「学士の学位」には、専門職大学院を卒業したことにより授与される学位又は大学院への入学を認められた場合を含む。

〔別表第1備考第2号，2号の2，施行規則第25条，第66条の4〕

◇ 専修免許状を取得しようとする場合の単位数のうち、一種免許状取得に必要な単位数を差し引いた単位数については、大学院又は大学（短大を除く。）の専攻科の課程で修得すること。

〔別表第1備考第7号〕

◇ 各単位は、認定課程を有する大学等の課程において修得すること。

〔同表備考第5号〕

◇ 一種免許状に係る単位数は、短期大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。この場合、二種免許状に係る単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

〔別表第1備考第8号，施行規則第22条の3〕

◇ 一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状の所要資格を得ている者が、それぞれ専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状又は二種免許状に係る単位数は既に修得したものとみなす。

〔施行規則第10条の2〕

(2) 単位の内訳 (特別支援教育に関する科目)

科目			免許状の種類					
			専修 免許状		一種 免許状		二種 免許状	
特別支援教育の基礎理論に関する科目 ※1			2		2		2	
特別支援教育領域に関する科目 ※2	視覚 ・ 聴覚	心身に障害のある幼児，児童 又は生徒の心理，生理及び病 理に関する科目	1	8	1	8	1	4
		心身に障害のある幼児，児童 又は生徒の教育課程及び指 導法に関する科目	2		2		1	
	知的 ・ 肢体 ・ 病弱	心身に障害のある幼児，児童 又は生徒の心理，生理及び病 理に関する科目	1	4	1	4	1	2
		心身に障害のある幼児，児童 又は生徒の教育課程及び指 導法に関する科目	2		2		1	
	合計単位数			16		16		8
免許状に定めら れることとなる 特別支援教育領 域以外の領域に 関する科目 ※3	心身に障害のある幼児，児童又は生徒 の心理，生理及び病理に関する科目		5		5		3	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目							
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実 習（事前及び事後の指導1単位を含む。）※4			3		3		3	
最低修得単位数			50		26		16	

〔施行規則第7条第1項表〕

※1 特別支援学校の教育に係る，「心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育の
理念並びに教育に関する歴史及び思想」並びに「心身に障害のある幼児，児童又は生徒
についての教育に係る社会的，制度的又は経営的事項」を含む。

〔施行規則第7条第1項表備考1〕

※2 受けようとする免許状の教育領域について，それぞれ表記の単位を修得すること。

〔同表備考2〕

※3 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者及び複数の種類の障害を
併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対
する教育に関する事項のうち，授与を受けようとする特別支援教育領域以外の全ての事項
を含まなければならない。

〔同表備考5〕

※4 特別支援学校において，教員として良好な成績で勤務した在職年数があれば，その1年
につき1単位の割合で，（※1～3）の単位をもってこれに替えることができる。

〔同表備考6〕

◇ 「教育実習」の単位数には，1単位まで「学校体験活動」の単位を含むことができる。

〔施行規則第2条第1項表備考第8号〕